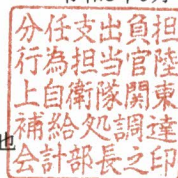


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PQL1S000320		6PQV1AU0001 0001				EAV-Z000013	
品名 または 件名							
ベリリウム含有混合廃棄物委託処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
関東処			誘導武器部第2保管倉庫				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和9年3月26日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書」については、調達会計部契約課及びホームページに掲載（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和8年10月1日（木）10時00分 関東補給処A棟6F A6会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 契約条項

適用する契約条項は、産業廃棄物処理委託契約書（公益財団法人全国産業廃棄物連合会作成）を基準とし、関東補給処標準契約書の談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）、暴力団排除に関する特約条項（第11号）とする。

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eade/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 問い合わせ先

仕様書に関する問い合わせ先
関東補給処 通信電子部 渋谷
(電話029-842-1211 内線 4933)

本書記載事項の問い合わせ先
調達会計部 契約課 契約班 丹治
(電話029-842-1211 内線 2236)

〒300-0837
茨城県土浦市右廻2 4 1 0
陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部 契約課 契約班

10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は、令和8年10月7日(水)10時00分 関東補給処A6会議室(A庁舎6階)で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、公告番号、件名を朱書きして

封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第10項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく関東補給処標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

16 その他

最低価格の入札金額が分任支出負担行為担当官が定める調査基準額を下回る場合は、入札価格の内訳書といった積算資料等の提出を求める場合があります。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その説明を求める場合があります。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者とし場合があります。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理		EAV-Z000013	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 7年 5月22日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	関東補給処 航空部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処が実施する産業廃棄物処理（以下，“処理”という。）の役割について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	がれき類	
	水銀使用製品	
	非飛散性アスベスト	飛散性アスベスト以外

表1-種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類・灯油類・軽油類
	廃酸	廃酸のうち、pH 2.0以下のもの。
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH 12.5以上のもの。
	感染性産業廃棄物	感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物）
	特定有害産業廃棄物	
	廃油	廃油のうち、トリクロロエチレンなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のヌに示す有害物質の基準を超えて含むもの。
	廃水銀等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のニに掲げる廃棄物
	汚泥・廃酸・廃アルカリ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のルに掲げる廃棄物
産業廃棄物	飛散性アスベスト（廃石綿など）	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したもの。 a) 石綿建材除去作業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ又は含むものの除去を行う事業をいう。）にかかるもの。 b) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じるもの。 c) 輸入されたもの。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は、表1による。

なお、数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.4 処理基準

処理基準は、次による。

- a) 産業廃棄物の処理は、法第12条による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

2.6 引渡し場所・時期

引渡し場所及び時期は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 使用器材等

役務に使用する器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

なお、役務で発生した資材等は、契約の相手方が処分する。

2.9 役務作業の中止

役務作業の中止については、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方との調整による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、この役務終了後検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受ける。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2によるほか、細部は、調達要領指定書によって指定する。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	注記
1	工程表	b)	b)	b)	社内様式
2	産業廃棄物処理業の許可書（写し）				—
3	写真帳 ^{a)}				—
4	管理票（B 2 票，D 票及びE 票）				—
注 ^{a)} 写真帳の作成については，事前に契約担当官等の指示を受ける。					
注 ^{b)} 部数，提出先及び提出時期については，調達要領指定書によって指定する。					

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立ち入りについては、所定の立ち入

り手続きを行う。

- b) 駐屯地中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお、やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

- c) 契約の相手方は、この契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底する。また、必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6PQV1AU0001
	調達要求年月日	令和8年8月6日
	作成部課	通信電子部補給整備課
	作成年月日	令和8年6月23日
品名	ベリリウム含有混合廃棄物委託処理	
仕様書番号	EAV-Z000013	

指定事項

1 2.2 処理の対象

種類		数量	備考
ベリリウム含有混合廃棄物	廃プラスチック類 金属くず 陶磁器くず	1,360Kg	廃プラスチック類：ポリエチレン・ポリプロピレン・ABS60%（推定） 金属くず：鉄30%（推定）、アルミ10%（推定） 陶磁器くず：ベリリウム0.35%以下（推定）

2 2.3 処理の区分

処理の区分は、収集、運搬及び処分とし、処分方法は、焼却熔融、熔融、溶解又は埋立てのいずれかとし、粉塵等が出ない処分方法とする。

3 2.6 引渡し場所・時期

- (1) 引渡し場所は誘導武器部第2保管倉庫前とし、契約の相手方はその細部について監督官の指示を受けるものとする。
- (2) 引渡し時期については、契約後に双方で調整し決定する。
- (3) 積載は官側が実施し、契約の相手方が積載状態の確認及び固縛を行うものとする。

4 4.1 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	注記
1	工程表	1部	契約後速やかに	通信電子部検査官	社内様式
2	産業廃棄物処理業の許可書（写し）		契約後速やかに	契約担当官	—
3	写真帳		納期までに	通信電子部検査官	搬出時、中間処分場への搬入時、処分時、処分後の写真とする
4	管理票（B2票、D票及びE票）		B2票、D票及びE票は、産業廃棄物の各段階終了後速やかに	通信電子部検査官	—

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年7月17日		記入者 渋谷 優																															
2	排出事業者の名称等	名称	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地	所属	関東補給処 通信電子部																														
		所在地	〒 300-0837 茨城県土浦市右廻2410番地	担当者	渋谷 優																														
				TEL	029-842-1211(4933)																														
				FAX	029-842-1211(4938)																														
3	廃棄物の名称	ベリリウム含有混合廃棄物																																	
4	廃棄物の発生工程	放射性物質及びベリリウムを含有する電子管等が混在した廃棄物から、放射性汚染物を分別・除去する工程において発生した産業廃棄物																																	
	☐ 工程図等添付																																		
5	廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ 産業廃棄物 ☒ その他 (廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず(酸化ベリリウム)) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銲さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)																																	
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン																																	
7	廃棄物の組成・成分情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名又は品名</th> <th>量・濃度</th> <th>CAS登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸化ベリリウム</td> <td>0.35%以下(推定)</td> <td>1304-56-9</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	酸化ベリリウム	0.35%以下(推定)	1304-56-9																								
物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																	
酸化ベリリウム	0.35%以下(推定)	1304-56-9																																	
	☒ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質																																		
	☒ その他主要成分	ポリエチレン、ポリプロピレン、ABS 60%(推定)、鉄 30%(推定)、アルミ 10%(推定)																																	
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (○) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (△) その他 (酸化ベリリウム)																																	

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2-アミノアセトフェノン ☐ 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性()℃ ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性()℃ ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物質 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☒ その他(発がん性:区分1、特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分1(呼吸器))
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☒ 固形 ☐ 泥状 ☐ 液状 ☐ 粘性 ☐ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分() %
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()
13	荷姿	☒ 容器 (プラスチック製梱包箱) ☐ 車両 () ☐ その他 ()
14	排出頻度 数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (1360) ☒ kg ☐ t ☐ % ☐ m ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☒ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日
15	特別注意事項 保護具 応急処置 漏洩時措置 火災時措置 その他 ☒ 有 ☐ 無	※取り扱い際に必要と考えられる注意事項を記載 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☒ 保護手袋 ☒ 保護メガネ ☒ その他 (適切な保護衣) ☒ 吸入時 → ☒ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする ☐ その他 () ☒ 皮膚付着時 → ☒ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☒ 目に入った場合 → ☒ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☒ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☒ その他 (直ちに医師の診察を受ける) 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☒ その他 (漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収) 除去作業時の注意: ☒ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 水による消火: ☒ 可 ☐ 不可 → 消火方法 (水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類)
16	その他の情報	SDS (☒ 有 ☐ 無) ※添付のSDSは、処分対象廃棄物そのものに対するSDSではなく、廃棄物に含有される 分析表 (☐ 有 ☒ 無) 有害物質である酸化ベリリウムに関するSDSです。 サンプル (☐ 有 ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ☒ 無) その他 (☐ 有 ☒ 無) 具体的には → ()

<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考



MATERION

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Beryllium Oxide Ceramic Product
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	
会社名	Materion Brush Inc.
住所	6070 Parkland Boulevard Mayfield Heights, OH 44124 米国
担当者 (作成者)	Theodore Knudson
電話番号	1.800.862.4118
	情報なし
メールアドレス	ehs@materion.com
緊急連絡電話番号	1.800.862.4118
整理番号	C10

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS 分類	
物理化学的危険性	GHS分類基準に該当しない。
健康に対する有害性	発がん性 区分1 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (呼吸器)
環境に対する有害性	GHS分類基準に該当しない。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

発がんのおそれ。吸入すると、長期にわたる、又は反復暴露による臓器 (呼吸器系) の障害。

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全上の注意を読み理解するまで取り扱わないこと。粉じんの生成や蓄積を最小限にする。粉じん/煙を吸入しないこと。取扱い後はよく洗うこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。換気が不適切な場合は呼吸保護具を装着すること。

応急措置

皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。吸引した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。暴露または暴露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。皮膚刺激又は発しん (疹) が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

保管

施錠して保管すること。

廃棄

内容物/容器を現地、地域、国、国際規則に従って廃棄すること。

GHS 分類に関係しない又はGHS で扱われない他の危険有害性

知見なし。

その他の情報

溶解、キャスト、ドロス処理、酸洗い、化学洗浄、熱処理、研磨切削、溶接、研削、研磨、研磨、粉碎、粉砕、またはそれらの組み合わせによって、第3項に列挙された要素に暴露することがある。さもないと微粒子を生成するようにこの材料の表面を加熱または磨耗させる。

詳細については、+1.216.383.4019で製品管理部門にお問い合わせください。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

重要な徴候	長期にわたる暴露により慢性影響を受けることがある。
非常事態の概要	吸入すると、長期にわたる、又は反復暴露による臓器（呼吸器系）の障害。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学物質

化学名又は一般名	CAS番号	官報公示整理番号		
		化審法	安衛法	含有量 (%)
Beryllium Oxide Ceramic Product	1304-56-9	(1)-94	(1)-94	100

慣用名又は別名	酸化ベリリウム, Beryllia, Thermalox® 995, BW 1000®, BW3250®, Thermalox® CR
化学式	Be-O (1304-56-9)

4. 応急措置

吸入した場合	症状が悪化した場合は被災者を空気の新鮮な場所に移すこと。呼吸が困難な時は酸素が必要になることがある。微粒子の吸入に起因する呼吸困難が発生した場合、ただちに清浄な空気中へ移動させる必要がある。呼吸が止まった場合、人工呼吸を施し、医療救助を求めること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚の切り傷は、ていねいに洗浄し、全ての微粒子状の碎片を取り除く。傷を十分に洗浄しきれない場合、医療処置を求める。作業を継続する前に、傷の洗浄、消毒、テーピング等の標準的な応急処置を施す。炎症が続く場合、医療処置を求める。誤って皮膚の下に微粒子が入り込んでしまった場合、ただちに取り除く。
眼に入った場合	直ちに大量の水で少なくとも15分間洗い流し、時々上下まぶたを持ち上げて洗ってください。症状が継続する場合は医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合	飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受け、この容器ないしラベルを見せること。無理に吐かせ、直ちに医師の指示。意識のない人には口から何も与えてはいけない。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	製品に含まれる酸化ベリリウムは、急な健康障害を起こすものではない。ここで述べる応急処置は、酸化ベリリウムの微粒子を。しかし、酸化ベリリウムを含む粒子を吸引した場合、人によっては慢性ベリリウム症（CBD）と呼ばれる深刻な慢性的肺病を起こす可能性がある。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。症状が現れたら医師の手当を受ける。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。供給された、大規模な形式のベリリウム製品との即時の医療リスクがありません。提供応急措置はベリリウムを含む微粒子に関連しています。
医師に対する特別な注意事項	慢性ベリリウム症の治療について－慢性ベリリウム症を治癒させる治療法はありません。現在利用できる治療法は、プレドニゾンや、ほかの副腎皮質ホルモン剤（コルチコステロイド）による治療法が最も一般的です。これらの薬剤は免疫反応を抑えるために使用され、慢性ベリリウム症の徴候や症状を軽減させる効果があります。ステロイド剤による治療において部分的または最小限の効果しか得られない場合は、シクロホスファミド、シクロスポリン、メトトレキサートなどの免疫抑制薬が使用されています。プレドニゾンなどのステロイド剤を含むすべての免疫抑制薬では副作用が起こる可能性があることから、医師による直接の治療の下でのみ免疫抑制薬を使用しなければなりません。一部の医師は、その他の治療法（酸素療法、吸入ステロイド療法、気管支拡張薬など）を処方することもあり、一部の患者さんにおいて効果が認められることがあります。一般的に、治療は重度の症状や肺機能の著しい低下が見られる患者さんに対して行われます。薬剤の種類や治療の時期については、個々の医師の判断によります。
	ベリリウム過敏症と慢性ベリリウム症の診断・管理に関する2014年の公式声明において米国胸部疾患学会（American Thoracic Society）は、「ベリリウム感作（BeS）を有する労働者にとって、職業上のベリリウム暴露を今後避けることは賢明な策であると思われる」と述べています。
	少量のベリリウムを継続的に被曝した場合、ベリリウムに感作される程度に留まるケースと慢性ベリリウム症を発病するケースがあり、その影響は明確になっていない。しかし一般的に、ベリリウムに感作されたり慢性ベリリウム症を発病した場合、ベリリウムを被曝する可能性のある環境での仕事を止めることが推奨されている。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	この製品は不燃性である。現地の状況と周囲環境に応じて適切な消火手段を使う。
使ってはならない消火剤	蒸気爆発の可能性があるため、熔融金属がある作業場の消火には水を使用しないでください。
特有の消火方法	危険でなければ、火災区域から容器を移動させる。流出水は環境に害を与える原因となる可能性がある。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消防員は自給式呼吸装置を含む完全な保護服を着用すること。適切な保護具を着用する。
特定の消火方法	圧力デマンド自給式呼吸器は、消防員または火災中や火災後に放出された粒子に接触する可能性のある人々が着用する必要があります。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	固体の形態では、この材料は、特別なクリーンアップの問題を提起していません。清掃中は適切な保護具および防護服を着用する。
環境に対する注意事項	環境への放出を避けること。流出または放出事故が起きた場合、すべての適用法令に従って関連当局に通知する。安全を確認してから、もれやこぼれを止める。下水や水路、地面への排出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	全ての適用法律に基づき掃除する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策（局所排気、全体換気等）	データなし。
安全取扱注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全上の注意を読み理解するまで取り扱わないこと。粉じん／煙を吸入しないこと。保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。呼吸用保護具を着用すること。取扱い後はよく洗うこと。使用中は飲食や喫煙をしない。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
衛生対策	正しい産業衛生と安全規定に従って取扱う。
保管	
安全な保管条件	施錠して保管すること。酸、アルカリとの接触を避ける。酸化剤との接触を避ける。
安全な容器包装材料	該当しない。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等	ウェット清浄メソッド：通常の機械作業においては、空气中に飛散する粒子を減らすために液体の潤滑剤や冷却液を使用する。しかし、浮遊状態の微粒子を含む機械冷却液の循環使用によりその濃度が高まり、粒子が空气中に浮遊する可能性がある。蓋付きの容器や局所排気装置のために、研磨等の処理が必要となる。冷却液が床、作業者の着衣等に飛散するのを防ぐこと。冷却液から粒子を取り除くために、冷却液フィルター装置を利用する。 業務習慣：微粒子が作業者の皮膚、頭髮、着衣に付着するのを防ぐ業務習慣と手順を設ける。そうした業務習慣や手順が、空中に飛散した微粒子や目に見える微粒子が皮膚、頭髮、着衣に付着することを防ぐ上で十分な効果がない場合、適切な清浄／洗浄施設を設ける。衣服や人体の衛生状態を守るために必要な事項を明記した手順書を用意する。そうした手順書により、微粒子が製造領域以外の場所に広がったり、作業者の家庭にまで影響を及ぼすことを防ぐ。作業服等の表面を清浄するために圧縮空気を使ってはならない。 製造工程において粒子が部品、製品、装置の表面に残留し、次の工程での作業中に作業員が粒子に触れる可能性がある。必要に応じ、工程と工程の間で、残留粒子を清浄する。標準的な衛生習慣として、食事や喫煙の前に必ず手を洗う。 室内清掃：表面から粒子を除去するために、掃除機やウェット清浄メソッドを行う。必要に応じて、ウェット清浄メソッドを実施する前に電気システムの電源を切断する。微粒子を捕集する高性能エアフィルタ（HEPAフィルタ）付きの掃除機を使う。圧縮空気、ほうき、普通の掃除機は、空中に飛散する粒子を増やすので使わない。HEPAフィルタの保守については、フィルタ製造元の指示に従う。
-------	--

暴露限界値

日本 . OELs - ISHL. Working Environment Measurement Standards, Ministry of Labor Notice No. 79 of September 1, 1988, as amended

物質	タイプ	数値
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	管理濃度	0.001 mg/m3

日本 . OELs - JSOH (Japan Society of Occupational Health) Recommendation of Occupational Exposure Limits

物質	タイプ	数値
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	TWA	0.002 mg/m3

米国 . ACGIH作業環境許容濃度 (TLV)

物質	タイプ	数値	形状
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	TWA	0.00005 mg/m3 (as beryllium)	吸入性画分

設備対策

換気：全体換気装置は、（通常1時間あたり10空気の変化）を使用する必要があります。換気率は、条件に一致する必要があります。該当する場合は、使用プロセスエンクロージャ、局所排気装置、または他の技術的な管理下の空中浮遊レベルを維持暴露限界を推奨します。暴露限界が確立されていない場合は、許容できるレベルに空中レベルを維持します。

特に、閉所では十分な換気の確保が必要。

可能な限り、空中に浮遊する微粒子への被曝を制御する手段として、局所排気装置等の技術的制御装置の使用が望ましい。そうした装置を使う場合、排気吸気口は浮遊微粒子の発生源にできるだけ近い場所に配置する。扇風機などの装置を使って吸気口周辺の空流が途切れないようにする。排気装置は定期的に点検し、確実に動作していることを確認する。排気装置を使う人間にその使い方の訓練を施す。排気システムの設計と実装は、認可された専門業者を使う。

ウェット清浄メソッド：通常の機械作業においては、空中に飛散する粒子を減らすために液体の潤滑剤や冷却液を使用する。しかし、浮遊状態の微粒子を含む機械冷却液の循環使用によりその濃度が高まり、粒子が空中に浮遊する可能性がある。研磨等の加工時には蓋付きの設備や局所排気装置が必要となる。冷却液から粒子を取り除くために、冷却液フィルター装置を利用する。

業務習慣：微粒子が作業者の皮膚、頭髮、着衣に付着するのを防ぐ業務習慣と手順を設ける。そうした業務習慣や手順が、空中に飛散した微粒子や目に見える微粒子が皮膚、頭髮、着衣に付着することを防ぐ上で十分な効果がない場合、適切な清浄／洗浄施設を設ける。衣服や人体の衛生状態を守るために必要な事項を明記した手順書を用意する。そうした手順書により、微粒子が製造領域以外の場所に広がったり、作業者の家庭にまで影響を及ぼすことを防ぐ。作業服等の表面を清浄するために圧縮空気を使ってはならない。

製造工程において粒子が部品、製品、装置の表面に残留し、次の工程での作業中に作業員が粒子に触れる可能性がある。必要に応じ、工程と工程の間で、残留粒子を清浄する。標準的な衛生習慣として、食事や喫煙の前に必ず手を洗う。

室内清掃：表面から粒子を除去するために、掃除機やウェット清浄メソッドを行う。必要に応じて、ウェット清浄メソッドを実施する前に電気システムの電源を切断する。微粒子を捕集する高性能エアフィルタ（HEPAフィルタ）付きの掃除機を使う。圧縮空気、ほうき、普通の掃除機は、空中に飛散する粒子を増やすので使わない。HEPAフィルタの保守については、フィルタ製造元の指示に従う。

保護具

呼吸用保護具

空中の粒子の被曝量が業務上の限界値を超えた場合、もしくは超える可能性がある場合、産業衛生専門家もしくは他の有資格者によって指定された人工呼吸器を使うこと。人工呼吸器を使用する作業員は、あらかじめその使用を使うことに身体的問題がないか確認するための医学的試験を受けること。人工呼吸器を使用する前に、対象となるすべての作業員に対して定量的適性試験や定性的適性試験を行う。人工呼吸器を使う場合、その空気密閉部があたる部分のひげをきれいに剃ること。バグハウス空気清浄機のフィルター交換等、被曝の可能性が高い作業を行う場合、はプレッシャデマンド型送気マスクを使う。

手の保護具

手袋を着用し、微粒子や溶液に直接触れるのを防ぐ。手袋を着用し、処理中に金属で手を切ったり擦り傷を負うのを防ぐ。

眼、顔面の保護具

目を怪我する危険があるとき、特に溶解、鑄造、切削、研磨、溶接、紛体処理等の粉塵が発生する作業中は、所定の安全眼鏡、ゴーグル、保護面、溶接用ヘルメット等を着用する。

皮膚及び身体の保護具

機械加工、炉の再築、空気清浄装置のフィルター交換、メンテナンス、炉の保守作業等の最中に粒子で汚染される可能性のある作業員は、防護服もしくは作業衣を着用する。この材料に触れることにより、敏感な人によっては、皮膚アレルギー反応が発生する可能性がある。また、皮膚の下に偶発的に微粒子が入り込んでしまった場合、皮膚の損傷等が発生する可能性がある。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

固体。

形状

固体。様々な形状

色

白色。

臭い

該当しない。

臭いの閾値

該当しない。

融点／凝固点

2530 °C (4586 °F)

沸点又は初留点及び沸点範囲

3900 °C (7052 °F)

可燃性

該当しない。

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界

爆発限界－下限(%)

該当しない。

爆発限界－上限(%)

該当しない。

引火点

該当しない。

自然発火点

該当しない。

分解温度

該当しない。

pH

該当しない。

動粘性率

該当しない。

溶解度

溶解度 (水)

該当しない。

n-オクタノール／水分配係数 (log 値)

該当しない。

蒸気圧

6.67 kPa at 25°C 推定値

密度及び／又は相対密度

密度

3.01 g/cm³

3.01 g/cm³ 推定値

相対密度

該当しない。

相対ガス密度

該当しない。

粒子特性

データなし。

その他の情報

蒸発速度

該当しない。

分子式

Be-O

分子量	25.01 g/mol
比重	1.85 推定値
粘度 (粘性率)	該当しない。

10. 安定性及び反応性

反応性	本製品は、通常の使用、保管および輸送条件下では安定かつ非反応性である。
化学的安定性	通常状態で安定。
危険有害反応可能性	一般的な使用条件下では、危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	混触危険物質との接触。
混触危険物質	強酸化剤。
危険有害な分解生成物	危険有害な分解生成物は知られていない。

11. 有害性情報

急性毒性	データなし。
皮膚腐食性／刺激性	製品の形状から、該当しないと考えられる。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	製品の形状から、該当しないと考えられる。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
日本産業衛生学会 - 気道感作性物質	
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	1 人間に対して明らかに気道感作性がある物質
日本産業衛生学会 - 皮膚感作性物質	
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	2 人間に対しておそらく皮膚感作性があると考えられる物質
呼吸器感作性	長期にわたる、又は反復暴露による臓器 (呼吸器系) の障害のおそれ。
皮膚感作性	皮膚に対する感作性はない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	癌の危険性あり。
ACGIH発がん性物質	
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	A1 ヒトに発がん性であると確認済。
日本産業衛生学会 - 発がん性物質	
Beryllium Oxide Ceramic Product (CAS 1304-56-9)	1 ヒトに発がん性である。
生殖毒性	区分に該当しない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分に該当しない。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	長期にわたる、又は反復暴露による臓器 (呼吸器系) の障害のおそれ。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	この製品は環境に有害であるとは分類されていない。しかし、大量の流出や繰り返しの流出が環境に有害な影響を及ぼさないとは限らない。
残留性・分解性	この製品の分解性についてのデータはない。
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
他の有害影響	その他の環境悪影響 (例、オゾン層破壊、光化学オゾン生成可能性、内分泌かく乱、地球温暖化の可能性) は、これらの成分からは予想されない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	空の容器やライナーには製品の残余物が残っている可能性がある。本物質とその容器は安全な方法で廃棄しなければならない (「廃棄上の注意」参照)。
-------	--

汚染容器及び包装

空の容器は、リサイクルまたは廃棄のために、承認された廃棄物処理施設に運ばなければならない。
。製品の残余物が残っているかもしれないので、容器が空になった後もラベルの警告に従う。

地域の廃棄規制

物質はなるべく再生してください。推奨される廃棄方法は供給時の物質を対象としている。現行の法律、規制に従い、廃棄時の製品特性に沿って廃棄しなければならない。

14. 輸送上の注意

IATA

危険物には該当しない。

IMDG

危険物には該当しない。

MARPOL73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送

データなし。

される液体物質

国内規制

国内輸送については 15 項の規制に従うこと。

応急措置指針番号

154

15. 適用法令

労働安全衛生法

特化則

第一類物質

ベリリウム及びその化合物

通知対象物

ベリリウム及びその化合物

別表第9 政令番号 VI

表示対象物

該当せず。

SDS and Risk Assessment

ベリリウム及びその化合物

毒物及び劇物取締法

特定毒物

該当せず。

毒物

該当せず。

劇物

該当せず。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

第一種特定化学物質

該当せず。

第二種特定化学物質

該当せず。

監視化学物質

該当せず。

優先評価化学物質

該当せず。

届出不要物質

該当せず。

2023年3月31日までの化学物質排出把握管理促進法

特定第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

ベリリウム及びその化合物

政令番号 394

(Beryllium Oxide Ceramic Product)

第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

該当せず。

第二種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

該当せず。

2023年4月1日以降の化学物質排出把握管理促進法

特定第一種指定化学物質(物質名、管理番号、含量)

ベリリウム及びその化合物

管理番号 394

(Beryllium Oxide Ceramic Product)

第一種指定化学物質(物質名、管理番号、含量)

該当せず。

第二種指定化学物質(物質名、管理番号、含量)

該当せず。

船舶安全法・危規則

該当せず。

航空法・施行規則

該当せず。

火薬類取締法

該当せず。

16. その他の情報

詳しい情報

Transportation Emergency

Call Chemtrec at:

US: 800.424.9300

International: 703.741.5970

Spain: 900.868.538

Switzerland: 0800.564.402

Chemtrec's toll free, mobile-enabled number in Germany – 0800 1817059

South Korea Toll-free Number – 080-880-0468

本書は、技術的に信頼がおけるとみなされる情報源からのデータと、正しいと見なされる情報に基づいて作成されているが、Materionは本書に明示もしくは暗示されている情報の正確性について保証するものではない。Materionは、この情報およびその製品が使われるすべての状況を予測することはできず、また製品使用時の実際の条件は統制できない。従って、ユーザーはこの製品を特定目的のために使うにあたり、分かり得るすべての情報を評価し、国及び地方公共団体の法令に準拠する責任がある。

改訂情報

応急措置: 医師に対する特別な注意事項

応急措置: 応急措置をする者の保護に必要な注意事項

その他の情報: 詳しい情報

入 札 書

金額 ￥

(消費税及び地方税額を含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
ベリリウム含有混合廃棄物 委託処理	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	関東補給処	納期	令和9年3月26日		
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年10月1日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委 任 状（入 札 等）

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。